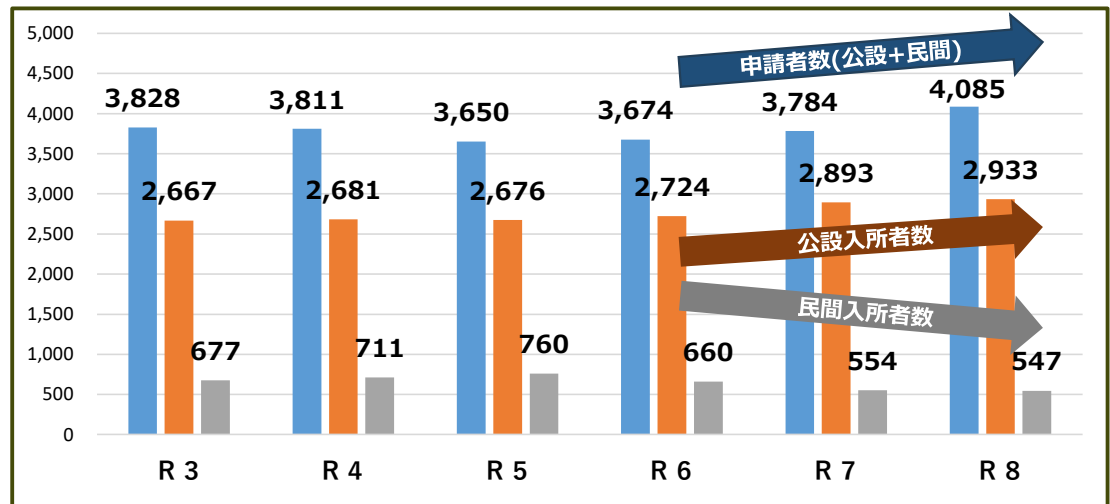


小学生の放課後等の居場所の現状

待機児童数 **575人**（令和8年5月時点）

市町村名	小学生児童数	待機児童数		居場所利用児童数		居場所確保要支援児童数	
尼崎市	19,235人	1位	575人	1位	502人	39位	73人
杉並区	22,555人	2位	372人	2位	372人	-	0人
葛飾区	19,782人	3位	320人	-	0人	1位	320人
西宮市	24,126人	8位	190人	22位	35人	13位	155人
宝塚市	10,830人	16位	164人	-	0人	11位	164人



年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
小学生児童数	20,494人	20,296人	20,052人	19,705人	19,422人	19,235人
公設申請者数	3,151人	3,100人	2,890人	3,014人	3,230人	3,538人
需要割合	15.4%	15.3%	14.4%	15.3%	16.6%	18.4%
待機児童数	481人	416人	205人	269人	323人	575人

【待機児童増加の主な理由】

- ◆令和6年度以降、公設児童ホームの入所希望者が急増（R6:3,014人 R7:3,230人 R8:3,538人）
- ◆大規模な住宅開発等に伴う児童数の偏在化
- ◆民間児童ホームの減少により、利用児童数が減少（民間児童ホーム利用児童数 R5:760人→R8:547人）
- ◆公設児童ホームの整備が利用ニーズに追いついていない

一方で、待機児童の**約9割**がこどもクラブを利用

居場所利用児童数 **502人**（令和8年5月時点）

（待機児童のうち放課後のこどもの居場所を提供する事業を利用している児童の数）

【本市の特徴と取組事例】

- ◆全ての市立小学校でこどもクラブ事業を展開
- ◆児童ホームの利用理由はこどもクラブの事業内容と合致

公設児童ホームとこどもクラブの共通点	児童ホームを利用する理由(R6調査実施)
①遊びや勉強などをして学校内で過ごす	①学校の敷地内で安心して遊べる (77.7%)
②学校長期休業期間も利用できる	②長期休暇のときに留守番させるのが心配 (66.8%)
③指導員が児童の遊びや学びの支援を行う	③指導員がしっかりみてくれている (61.6%)

- ◆公設児童ホームについて、令和6年度からの3年間で5クラス（定員194人）増設し、利用児童の受け皿の強化を実施（児童ホームの利用児童数 R5:2,676人→R8:2,933人）

児童ホームの現状と課題

現 状

施設整備

児童ホーム整備が利用ニーズの増加に追い付いていない。保護者・児童は安心・安全で利便性の高い学校内での整備を求めている。

人員確保

児童ホームの運営や増設、要支援児対応に必要な指導員が確保できない。

居 場 所 確 保

待機児童の約 9 割がこどもクラブを利用している。児童ホームは時期的なニーズの変動がある。

課 題

利用ニーズの増加に対応した待機児童の受け皿整備の強化のため、学校施設を優先に実施場所を確保する必要がある。

指導員を確保するため、民間人材の更なる活用や指導員の定着化を図る必要がある。

児童の放課後等の居場所の選択肢を広げることにより、児童ホームの利用希望者を低減し、待機児童の解消につなげる必要がある。

今後の対応

- 1 こどもの居場所確保の取組強化
- 2 公設児童ホームの整備推進
- 3 民間児童ホームの活用促進
- 4 民間活力の活用による運営体制の確保
- 5 教育委員会との連携強化

「あまがさき待機児童対策推進プラン」に基づき、早期の待機児童解消を目指します

あまがさき待機児童対策推進プラン

【目的】

- ◆小学生が安心・安全に過ごせる放課後の居場所を確保する。

【期間】

- ◆令和9年度から令和11年度

【目標】

- ◆令和9年度に居場所確保要支援児童ゼロを目指す。
- ◆小学1年生から3年生の需要増への対応を最優先に児童ホームの整備を行い、早期の待機児童解消を目指す。

【位置づけ】

- ◆子ども・子育てアクションプラン及び子ども・子育て支援事業計画に基づき、迅速かつ効果的に待機児童対策を推進するための方策をとりまとめたもの。

令和9年度以降の緊急対策

1 こどもクラブ事業の拡充等

放課後居場所緊急対策事業の実施状況を踏まえ、午後5時以降の時間帯等の居場所の確保や入退室情報の通知など、児童ホーム以外のこどもの居場所のサービス向上を図ります。

2 民間児童ホームの活用促進

設置・運営費補助金の活用等により、民間児童ホームの利用促進や待機児童が多い小学校区への設置促進を進めます。

3 児童ホーム入所要件の見直し

児童ホームの入所要件（就労時間等）を保育所と同じ基準に合わせるとともに、延長育成時間の利用基準の見直しを進めます。

令和10年度以降の待機児童対策

1 公設児童ホームの整備推進

- ◆学校の施設や敷地の活用を前提に、より保育の必要性が高い小学1年生から3年生の待機児童の早期解消に重点をおいて施設整備を進めます。
- ◆こども青少年局と教育委員会が、共に抱える施設不足の課題に一体的に対応できるよう、関係部署間の連携を強化します。
（一体的な連携体制の構築については速やかに実施）

2 民間活力の活用

一部民間委託など民間活力の活用により、専門性のある指導員を確保し、欠員の解消や施設の増設、要支援児童の対応を推進します。

※このプランは現時点での必要な待機児童対策を示したもので、今後の社会情勢の変化、政策調整等により追加・修正される場合があります。

※予算については議会の議決を経て、決定されます。

(参考) 児童ホーム事業とこどもクラブ事業の比較

	児童ホーム	こどもクラブ
8時15分		
9時	児童ホーム 利用児童	
	通常利用許可	こどもクラブ 利用児童
		待機児童 (児童ホーム)
		その他の 児童
17時		
	延長利用許可	
19時		
入退室通知	あり	なし

児童ホームとこどもクラブの共通点

- ①遊びや勉強などをして学校内で過ごす。
- ②学校長期休業期間も利用できる。
- ③指導員が遊びや学びの支援を行う。
(こどもクラブにおいても原則有資格者1人を配置)

児童ホームとこどもクラブの違い

- ①**利用料金**
児童ホーム：月額10,000円＋延長1,800円
こどもクラブ：無料
- ②**利用時間（長期休業日）**
児童ホーム：午前8時15分～午後7時
こどもクラブ：午前9時～午後5時
- ③**入退室状況の通知**
児童ホーム：入退室管理等システムで入退室時を通知
こどもクラブ：通知なし
- ④**日課に沿った生活の管理**
児童ホーム：午後5時までは日課に沿って過ごす。
(午後5時から自由で過ごす)
こどもクラブ：児童が自由に過ごす。